



よくいただくご質問

Q 1. 年収1200万円以上の場合は特例給付が支給されないと聞いた。

A 1. 令和3年6月分～令和4年5月分の特例給付についてはそのような改正はありません。本件については、国にて令和4年6月分以降の特例給付で検討されています。国から正式な通知がありましたら、改めてHP等で広報いたします。

Q 2. 誤った内容で電子申請してしまったがどうすればいいか。

A 2. 大変お手数ですが、再度正しい内容で申請いただきますようお願いいたします。

Q 3. 審査結果はいつ届くのか。

A 3. 7月の下旬から順次発送予定です。審査状況によっては前後いたしますのでご了承ください。

Q 4. 郵送した現況届が届いているか確認したい。

A 4. 下記お問合せ先へご連絡いただければお調べいたしますが、現況届の到着から受付状況をお調べできるようになるまで2週間程度お時間をいただいております。郵送状況を実際に確認されたい方は特定記録郵便等での送付をお勧めします。

Q 5. 保険証の写しの添付は必要ないのか。

A 5. 原則必要ありません。お持ちの保険証に「〇〇共済組合 組合員証」と記載されている場合は添付が必要です。「私立学校教職員共済 加入者証」については添付不要です。

Q 6. 年金加入証明は必要ないのか。

A 6. 必要ありません。昨年度まで一部の方にご提出いただいておりますが今年度より提出が不要になりました。

Q 7. 受給者を配偶者へ変更したい。

A 7. 令和2年中の所得が現受給者よりも配偶者の方が高い場合には変更可能です。ご希望の場合には現況届右上の余白に「受給者変更希望」と大きくご記入ください。その際、受給者欄と配偶者欄には現在の受給者と配偶者のお名前をご記入下さい。こども青少年局にて審査後、変更が可能である場合には、後日認定請求書を送付いたします。

Q 8. 所得とは税額決定通知書/源泉徴収票のどの金額か。

A 8. 収入が給与のみである方については「給与所得」となります。（「給与収入」ではありません。給与所得控除後の金額を使用します。）なお、審査に使用するのは市区町村の課税台帳ですので、別途確定申告された場合等、お手元の税額決定通知書や源泉徴収票の所得と一致しない場合があります。所得計算について詳しくは裏面をご参照ください。

■お問い合わせ先

横浜市こども青少年局こども家庭課 TEL : 045-641-8411
平日 9:00~17:00 (祝日を除く) FAX : 045-641-8412

所得制限について

受給者の所得が限度額以上の場合、特例給付（児童一人当たり月額5,000円）になります。令和3年6月分～令和4年5月分の児童手当については、令和2年中の所得（令和3年度課税台帳）を確認します。

また、受給資格者は児童の生計維持の程度が高い方（原則は所得が高い方）となります。受給者の所得が限度額未満であり、かつ、配偶者の所得が限度額以上の場合、こども青少年局からご連絡します。

所得額

次の所得の合計

- ・総所得(※1)
- ・退職所得（総合課税）
- ・山林所得
- ・土地等にかかる事業所得等
- ・長期譲渡所得（分離課税）
- ・短期譲渡所得（分離課税）
- ・先物取引にかかる雑所得
- ・条約適用利子等
- ・条約適用配当等

控除額

次の控除額の合計

- ・雑損控除額
- ・医療費控除額
- ・小規模企業共済等掛金控除額
- ・障害者控除 27万円
- ・障害者特別控除 40万円
- ・ひとり親控除 35万円
- ・寡婦控除 27万円
- ・勤労学生控除 27万円

8万円

施行令に定める
控除額

A

所得制限限度額と比較

※1 総所得

給与所得(※2)、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、一時所得、雑所得、長期・短期譲渡所得の合計額です。

なお、給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限り）を有する場合、その合計額から10万円を控除した金額を用います。

※2 給与所得とは、給与支払額ではありません。源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額」欄の金額です。

〈 所得制限限度額 〉

扶養親族等の数※

限度額

0人

622万円

1人

660万円

2人

698万円

3人

736万円

- ※ 令和2年12月31日時点の扶養親族等の人数です。（令和3年生まれの児童は数えません。）
- ※ 扶養親族等の数が1人増すごとに限度に38万円を加算します。
- ※ 扶養親族等が「老人控除対象配偶者」及び「老人扶養」に該当する場合は加算額は1人につき44万円です。

令和3年6月から児童手当の所得や控除額の計算方法が変わります。

平成30年度税制改正に伴い、児童手当法施行令の一部が改正され、令和3年6月分以降の手当から児童手当の所得制限の判定に係る所得の計算方法について、下記のとおり変更になります。なお下記の控除を受けるにあたり、こども青少年局へ提出が必要な書類はありません。

※ (2)、(3)については別途、確定申告や年末調整時に申告が必要な場合があります。詳細は国税庁へお問い合わせください。

(1) 給与所得及び雑所得（公的年金等に係るものに限り。）からの控除

平成30年度税制改正により、令和3年度以後の個人住民税について給与所得控除や公的年金等控除について10万円引き下げるとともに基礎控除を10万円引き上げることになりました。当該改正に伴い、児童手当の受給資格に意図せざる影響が生じないように、給与所得又は雑所得を有する者については、当該給与所得金額及び雑所得金額の合計額から10万円を控除して得た額を用いることとされました。

(2) 低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の特別控除

所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）により、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の特別控除が規定されることを踏まえ、児童手当の所得制限の判定に係る所得の算定においても、当該控除と同額を控除して得た額を用いることとされました。

(3) ひとり親控除の創設（寡婦（夫）控除のみなし適用規定の削除）

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）により、令和3年度以後の個人住民税について、未婚のひとり親が対象に含まれる「ひとり親控除」が創設されることに伴い、令和3年6月分の手当からは、これまで未婚のひとり親の方にご提出いただいていた「寡婦（夫）控除のみなし適用に係る申立書」の提出が不要になります。